

行歯会だより -第77号-

(行歯会＝全国行政歯科技術職連絡会) 2012年5月号

【今月の記事】

- 厚生科学審議会 地域保健健康増進栄養部会歯科口腔保健の推進に関する専門委員会およびワーキンググループでの議論の論点について [滋賀県 井下]
- 特定非営利活動法人 日本むし歯予防フッ素推進会議のご紹介 [日F会議 田浦先生]
- 地域紹介「みえ歯と口腔の健康づくり条例について」 [三重県 石濱]

☆☆報告☆☆

厚生科学審議会 地域保健健康増進栄養部会歯科口腔保健の推進に関する専門委員会およびワーキンググループでの議論の論点について

滋賀県甲賀保健所長 井下 英二

平成23年8月10日「歯科口腔保健の推進に関する法律」が公布されたのを受けて、法第12条を根拠として「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の策定作業が行われている。

経過としては、①H23.12.8 第1回専門委員会にて議論の進め方、論点整理について（後日、各委員への意見照会）②H23.12.27 第1回ワーキンググループにて基本的な方向性について ③H24.1.16 第2回ワーキンググループにてライフステージごとの課題について（後日、関係団体への意見照会）④H24.1.30 第3回ワーキンググループにて事務局の骨子素案について ⑤H24.2.13 第4回ワーキンググループにて骨子素案と目標値について ⑥H24.3.19 第2回専門委員会にて基本的事項素案について ⑦H24.5.14～6.13事務局案に対するパブリックコメント

と現在までに、6回の議論、2回の意見照会および1回のパブリックコメントが行われている。

今回はそれらの論点と議論内容について簡単に述べる。

論点1 健康増進計画との整合性は

現在、行われている健康増進計画改定の議論では、「健康寿命の延伸」「健康格差の縮小」「生活の質の向上」「社会環境の質の向上」が課題とされており、この基本的事項もその観点を取り入れる。

論点2 歯科口腔保健法は何を目指すのか

これまでは、う蝕や歯周病などの疾病予防を目指していたが、これからはそれだけでなく、人の健康増進を目的とした口腔機能の発達、維持・向上も視野に入れるべき。

論点3 8020運動の位置づけは

8020運動は当初スローガンであったはず。それが、目標値に置き換わっておかしくなった。これからは、8020運動を数値目標というより、口腔機能の維持向上のための運動として位置づけるべき。

論点4 歯科口腔保健法の法文では、知識の普及や歯科検診の勧奨など個別の手段が述べられているが、基本的事項の組み立てでは、ライフステージごとの課題整理が必要では。

都道府県の歯科保健計画をみると、ライフステージごとに課題整理されていることから、都道府県での策定を勘案すると、ライフステージごとの課題整理が望ましいのでは。

論点5 医科との連携強化をどのような表現にするか

禁煙支援、糖尿病療養支援、周術期管理などにおける医科と歯科の連携強化をどのように盛り込むか？

論点6 歯科保健を担う人材の確保と育成をどう担保するか？

生涯を通じた歯科保健対策を効果的に進めるためには、母子、学校、成人、高齢者、障害者など多くの部局との調整能力が担当者求められる。そのような人材を確保し、育成していくためには、基本的事項にどのような表現を盛り込むべきか？

論点7 3歳児のう蝕のない者の割合の10年後の目標値は95%とするか90%とするか？

95%とはあまりにも現実からかけ離れた目標値ではないか、90%が適切ではという意見と、目標値はチャレンジングな方がいいので95%に賛成という意見が出る。

論点8 12歳児でのう蝕のない者の割合の目標値は75%か65%か

現状が54.6%であること、これまでのトレンドを考慮すると75%が適切と考えられるが、文部科学省サイドから、75%では「保健管理」の強化につながるという理由で65%の提案が出る。3歳の議論では、あれだけチャレンジングな数字の議論をした後だけに、開いた口がふさがらず????でした。

議論の詳細は、厚労省のホームページをご覧ください。たぶん、このレポートが公表されたときにもまだ、パブコメが行われていると思いますので、皆様のご意見をどしどし厚労省に送ってください。

☆☆情報発信☆☆

特定非営利活動法人

日本むし歯予防フッ素推進会議のご紹介

田浦 勝彦 田口 千恵子 大橋 たみえ 木本 一成 境 脩

NPO法人日本むし歯予防フッ素推進会議（NPO 日F会議）

特定非営利活動法人日本むし歯予防フッ素推進会議（略称：NPO 日F会議）は、2002年10月17日に「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」を行なう団体として内閣府より認証を受け、むし歯予防のために必要なフッ化物応用による公衆衛生活動を展開しています。現在、会員数は465名であり、年1回の総会を基に、会長境 脩と役員29名で会務を執行しています。本稿では、NPO 日F会議の設立経緯、これまでの活動内容と今後の活動展開について述べます。

1. 日F会議からNPO 日F会議へ

NPO 日F会議の前身である「日本むし歯予防フッ素推進会議（日F会議）」は、わが国のう蝕予防対策として先進諸国に比べて大幅に遅れている「フッ化物利用」を推進するために、有志が結集して1970年代半ばに設立されました。当時の運動方針には、水道水フッ素化（水道水フッ化物濃度調整プログラム；水道水フロリデーション）、フッ素洗口（フッ化物洗口）の正しい理解、ならびにフッ化物応用の実施を広く国民に求めるため、3大項目を掲げました（以下、原文のまま）。

1. 水道水フッ素化 ^{*1}

- (1) 厚生省 ^{*2} に専門委員会設置等の行政措置を求める。
- (2) 全国市町村におけるフッ素化実施のための推進及び育成をはかる。

2. フッ素洗口 ^{*3}

- (1) 全国47都道府県に集団フッ素洗口を普及する。
- (2) 文部省 ^{*4}、厚生省の行政措置を求める。
- (3) 県・市町村レベルの行政補助を得るよう努力する。

3. 広報、啓蒙活動 ^{*5}

- (1) 国民各層へのPR及びキャンペーンを行なう。
- (2) 広く広報啓蒙活動を行ない、目的推進のために、全国各地で講習会、研究会を行う。

著者加筆：*¹ 水道水フロリデーション *² 現 厚生労働省 *³ フッ化物洗口

*⁴ 現 文部科学省 *⁵ 広報、啓発活動

2. NPO 日 F 会議の設立趣意書と定款

30 年余りにわたる日 F 会議の活動を受け、NPO 法人の認証申請を行ないました。以下に、趣意書の一部を抜粋します（原文のまま）。

健康的な食生活を生涯にわたって確保し、質の高い生活を維持するために、歯科保健は極めて重要な位置を占めています。歯科疾患の中でもむし歯（う蝕）は、進行性の非可逆的疾患であり、歯の喪失の大きな原因となっています。そのため、う蝕の対策は、予防がもっとも優先される必要があります。

欧米を中心とするう蝕予防先進国では、フロリデーション（水道水のフッ化物濃度を適正化する全身的フッ化物応用）を嚆矢とするフッ化物の適正な利用が普及したおかげで、低いう蝕水準が達成され維持されています。一方わが国においては、フッ化物の局所応用が一部で行なわれていますが、充分とはいえない状況です。

（中略）

フッ化物応用の普及のためには多用な人々や諸機関・団体が協同して、人々に正しい知識を提供し、合意形成をはかり、フッ化物応用への参加を促進しながらその実現をはかる必要があります。

2002 年の NPO 法人認証以降では、定款にあります「むし歯予防のために必要なフッ化物応用による種々の公衆衛生活動を行なう」という目的に沿って、以下の運動方針を掲げ、事業展開してきました。

- ① 歯科疾患の予防プログラムの研究、開発および普及
- ② 生涯にわたるフッ化物応用の推進
- ③ フロリデーションを国および地方自治体に要請するとともに、フッ化物洗口およびフッ化物歯面塗布の推進、ならびにフッ化物配合歯磨剤の普及を社会にはたらきかける。
- ④ むし歯予防に必要なあらゆる公衆衛生活動を援助、育成し、これに要する情報の収集ならびに提供を行なう。
- ⑤ 全国大会の開催
- ⑥ その他、本会の目的を達成するために必要な事業

3. 生涯にわたるフッ化物応用の推進

わが国におけるう蝕予防のために必要なフッ化物応用では、個人口腔衛生（セルフケア）のためのフッ化物配合歯磨剤市場占有率が 89%（2009 年）まで上昇し、また 1 歳児から 14 歳児のフッ化物歯面塗布経験者率も 59%（2005 年）と半数を超えました¹⁾。しかしながら、NPO 日 F 会議の目的に謳う公衆衛生的なフッ化物利用の実施は未だに乏しく、集団応用による施設でのフッ化物洗口実施人数は約 77.7 万人（2010 年）、また水道水フロリデーションは未実施のままです。NPO 法人認証以降の 10 年間でみると、施設でのフッ化物洗口実施人数は当初の約 30 万人から 2.6 倍に増えてましたが、未だに当該児童生徒の 1 割に満たない実施人数です^{2,3)}。さらには、地域全体の住民の歯の健康づくりを目指すことを考慮した水道水フロリデーションは、わが国では未実施であり、「むし歯をつくりやすい社会環境」となって、幼児から高齢者に至るまで不利益な環境のままになっています。米国では、既に給水人口の 72.4%、約 2 億人が水道水フロリデーションの恩恵を受けています（2008 年）。また、米国の「ヘルシーピープル 2020」による水道水フロリデーション実施率の目標値は 80%に設定されており、国策として推進を図っています⁴⁾。

したがって、8020 運動を通して生涯にわたる歯の健康づくりを目指しているわが国の歯科口腔保健にあっては、すべての人々の歯の健康づくりに寄与する水道水フロリデーションを行なう環境の基盤整備が、今後も重要になりましょう。現在推進中の児童生徒を対象とした集団応用による施設でのフッ化物洗口は、残念ではありますがその次善策であり、着実に普及してはいるものの、永久歯エナメル質の成熟のために、う蝕リスクの高い年齢層への環境づくりとして公的な支援を図っていく必要があります。

4. むし歯予防全国大会の開催

日 F 会議時代から、年 1 回のむし歯予防全国大会を主催し、昨年 10 月の千葉大会で通算 35 回目となりました。NPO 法人認証以降の全国大会を表 1 に示します。フッ化物応用を中心に、健康格差是正に向けた内容で、地域密着型の大会を継続して実施しています。今後も、地域の実情に応じて、むし歯予防全国大会を開催していきます。

表 1 むし歯予防全国大会開催地および大会テーマのまとめ
(2002 年 NPO 法人認証以降の 10 年間)

回	開催地	テーマ
26	東京都	フッ化物応用とヘルスプロモーション
27	山梨県	科学的根拠に基づいたむし歯予防活動の実践
28	佐賀県	温故知新
29	香川県	地域住民を主役とする健康づくりのために ～フッ化物の正しい情報を提供する～
30	東京都	日本のフロリデーションをすすめるために
31	沖縄県	むし歯ゼロへの近道、フッ化物利用
32	大分県	健康格差の是正を目指すこれからの歯科保健 ～フッ化物応用による健康づくり～
33	富山県	健康格差のない社会をめざして ～誰でも、どこでも、フッ化物利用で『いい歯で健康、元気富山』～
34	北海道	地域歯科保健の新たな潮流 ～フッ素で歯デカラ UP! 8020 推進条例を基礎として～
35	千葉県	「地域保健の原点を呼び戻そう!」 ～ 8020 を目指した 1 歳からの健口づくり ～

5. フッ化物関連の書籍出版

わが国のフッ化物応用の遅れを取り戻すために、NPO 日 F 会議では書籍の出版を行なってきました。「日本におけるフッ化物製剤」は改訂を重ね、現在第 8 版となっており、フッ化物応用に関する教育と啓発に活用されています。表 2 には、NPO 日 F 会議編纂の関連書籍を示します。

表 2 NPO 日 F 会議編集の関連書籍一覧

書 名	発行元	発行年
日本におけるフッ化物製剤（第 6 版）－フッ化物応用の過去・現在・未来－	口腔保健協会	2002
日本におけるフッ化物製剤（第 7 版）－フッ化物応用の過去・現在・未来－	口腔保健協会	2004
おしえてフッソマン フッソってなあに（絵本）	砂書房	2004
わかりやすいフッ素の応用とひろめかた －21 世紀の健康づくりとむし歯予防－	学建書院	2005
フロリデーション・ファクト 2005 －正しい科学に基づく水道水フッ化物濃度調整－	口腔保健協会	2006
歯医者に聞きたい フッ素の上手な使い方 －お口の健康づくりをすすめるために－	口腔保健協会	2009
日本におけるフッ化物製剤（第 8 版）－フッ化物応用の過去・現在・未来－	口腔保健協会	2010

6. 歯科口腔保健法とフッ化物応用 ～とくに水道水フロリデーション～

2008 年の「新潟県歯科保健推進条例」を皮切りに、1 道 22 県で歯科口腔保健関連の条例（以下、推進条例）が施行されました（2012 年 1 月現在）。国レベルでは、2011 年 8 月に「歯科口腔保健の推進に関する法律」（以下、歯科口腔保健法）が施行されました³⁾。

23 道県の推進条例のうち、17 道県では住民の歯と口腔の健康づくりを推進するための基本的施策として「フッ化物応用」の実施を掲げています。「北海道歯・口腔の健康づくり 8020 推進条例」をはじめとして、6 道県における推進条例の条文には学校等における「フッ化物洗口」の普及啓発を明記しています³⁾。しかしながら、条例に「フッ化物洗口」を明記しているのは、推進条例を施行した道県の 26%に留まっています。厚生労働省「フッ化物洗口ガイドライン」（2003 年）の通知に照らせば、「フッ化物洗口」の文言がもっと多くの県の推進条例に明記されるべきであったと言えます。さらに、残念ながら何れの推進条例にもフッ化物応用の原点である『水道水フロリデーション』の記載がありませんでした。

推進条例の目的として、すべての住民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりを支援する内容を掲げていますので、基本的施策には公衆衛生上の具体的方策である水道水フロリデーションを盛り込んで基盤整備を図ることが重要と考えます。NPO 日 F 会議としては、多くの地方自治体で水道水フロリデーションの基盤整備施策がとられるように、今後も支援していく所存です。

7. 集団応用における施設でのフッ化物洗口と日弁連意見書への対応

平成 23 年 1 月に提出された日本弁護士連合会（日弁連）の「集団フッ素洗口・塗布の中止を求める意見書」は、全国での地域歯科保健や歯科臨床の現場に影響を及ぼしかねない事例でありました。しかしながら、日弁連意見書の内容の安全性、有効性、妥当性、安全管理、環境汚染や調査結果などは、多くの誤った記述、誤解や曲解に基づく記述であったことから、直ちに正しい解釈を明示して、NPO 日 F 会議の見解を公表しました。その後、日本歯科医師会、日本学校歯科医会をはじめ、専門機関や専門学会がフッ化物洗口・歯面塗布のフッ化物局所応用に関する正しい見解を提示していますので、参考にさせていただきたいと考えます。とくに、日弁連意見書の内容に関しては、一般社団法人日本口腔衛生学会のホームページにその逐条解説が掲載されていますので、ご一読ください⁵⁾。

8. 今後のわが国の口腔保健向上を目指して ～健康日本 21（第二次）と公衆衛生～

今年 3 月に、NPO 日 F 会議にも「歯科口腔保健の推進に関する法律の基本的事項骨子(案)への意見」を提出する機会がありました。この基本的事項は、次期の健康日本 21（第二次）素案における「基本的な方向」での「健康格差縮小」が方針の一つになっています。我々、歯科医療従事者は歯科専門家の責務として、健康格差是正のために社会的要因を改善し、科学的根拠に基づいて社会環境や行動変容を図ることを理解しなくてはなりません。よって、健康格差是正のために、すべての人々に対して平等に寄与できる公衆衛生施策を導入することが重要になります。これらの概念から、前述の「基本的事項骨子(案)への意見」にあった質問のうち、「自治体の計画策定や調査・連携等」について、NPO 日 F 会議は下記 5 点を陳述しました。これらは、本会議のフッ化物による公衆衛生活動についての取り組みを明らかにしたものであり、今後の本会議の活動指針でもあることから、NPO 日 F 会議紹介の終りに代えたいと存じます。

- (1) 本会議では設立当初からフッ化物洗口の実態調査を実施し、全国的な実態を示す資料として多くの関係者に活用され、実質的な全国統計としての扱いを受けていると認識している。本会議としては、今後、国側への協力は惜しまない所存なので、国側としても本会議による調査結果の有効活用を図っていただきたい。
- (2) 「歯科口腔保健の推進に関する法律」では、正しい知識の普及が謳われているが、とくにフロリデーションの推進については、その実態把握が重要である。本会議でも、この点を重視し、情報収集に務めていく所存であるが、今後、国のほうでも情報収集に務めるとともに、本会議との連携を深めていただきたい。
- (3) 国の役割として、水道水フロリデーションの推進にあたり、関連学会・団体と連携して世界的な情報の整理ならびに関連する研究の推進を主導し、国民に十分な情報提供を行う。

- (4) 国は水道水フロリデーションガイドラインを策定し、立法化に努めるべきである（事例：フッ化物洗口については、2003年に厚生労働省は都道府県知事宛にフッ化物洗口ガイドラインを通知した）。
- (5) 地方自治体は国からの情報提供、あるいは自主的に収集した情報を基に、住民に対して水道水フロリデーションの正しい情報の発信を行うべきである。

参考文献

- 1) NPO 法人日本むし歯予防フッ素推進会議監修，歯医者に聞きたいフッ素の上手な使い方ーお口の健康づくりをすすめるためにー，一般財団法人口腔保健協会，東京，2009，8-15 頁．
- 2) 田浦勝彦：第2章 種々のフッ化物応用の普及状況 1 わが国における普及状況 1) フッ化物洗口，フッ化物応用の科学，一般社団法人日本口腔衛生学会フッ化物応用委員会編，一般財団法人口腔保健協会，東京，2010，157-163 頁．
- 3) 木本一成：キーワードは公衆衛生ー「歯科口腔保健の推進に関する法律」施行を考えるー．公益財団法人 8020 推進財団会誌 8020 11：108-113．2012．
- 4) Centers for Disease Control and Prevention (CDC): National Water Fluoridation Statistics, 2008 Water Fluoridation Statistics, Community Water Fluoridation, <http://www.cdc.gov/fluoridation/statistics/2008stats.htm> (2012年4月20日アクセス)
- 5) 一般社団法人日本口腔衛生学会フッ化物応用委員会編：日本弁護士連合会「集団フッ素洗口・塗布の中止を求める意見書」に対する見解.
http://www.kokuhoken.or.jp/jsdh/file/news/news_111118_jsdh.pdf (2012年4月20日アクセス)

☆地域紹介☆

みえ歯と口腔の健康づくり条例について

三重県津保健福祉事務所 石濱 信之

三重県では、本年3月県議会において「みえ歯と口腔の健康づくり条例」が可決成立いたしました。

今回は紙面をお借りして、本条例制定にいたるまでの背景と経緯、条例内容、今後の展望についてご紹介いたします。

三重県では、平成13年4月県民健康づくり総合計画である「ヘルシーピープルみえ・21」がスタートし、翌14年三重県健康づくり推進条例が制定されました。これらにより三重県の健康づくりはP-D-C-Aを基本とし、県の責務、県民の責務、事業者の責務と明確化した形で進められてきました。

歯科保健もこの車の両輪で推進してきましたが、①3歳児歯科健康診査の結果ではむし歯は減りつつあるが、県内地域差が存在している。②12歳児DMFTは都道府県順位が相対的に下がり続け、平成22年度にはワースト3位、17歳永久歯未処置者率全国ワースト2位となり他県との格差が拡大している。③むし歯、歯周病ともに予防法が確立しているにも関わらず、なかなか現実のものとなりにくい。④育児放棄環境の子どもはむし歯の数や、未治療の場合が多い。などの状況が明らかになってきました。

県の歯科保健に関する条例の必要性は3年ほど前から要望としては挙がっていたものの、当県には三重県健康づくり推進条例があること、国が法律制定を考えていることなどからいわば時期を待つような状況でした。

このようななか、平成23年8月歯科口腔保健の推進に関する法律が制定されました。その内容を踏まえ、三重県で歯科保健を推進していくためには、より具体的な記述を含む条例が必要という機運が高まり、ついに9月、議会基本条例に基づき三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会(以下:検討会)が設置され、翌年2月まで計10回検討会を開催し条例案が検討されていきました。検討会では執行部、三重県歯科医師会よりの確な国内・県内情報提供が行われ、さらに、市町の実際の歯科保健対策を把握する必要性から、志摩市、菰野町、紀宝町を招き、現状報告の機会も設けられました。こうして、歯科保健の目的、現状認識、三重県として必要な施策等について共有が図られていきました。

2月初旬中間案に基づきパブリックコメント実施、2月末に最終案をまとめ議員提案の形で本会議上程。3月に議決、公布・施行となりました(図1)。

図 1

みえ歯と口腔の健康づくり条例の経過	
第 1 回検討会	9 月 22 日
第 2 回検討会	10 月 13 日 執行部、参考人(県歯)より現状説明
第 3 回検討会	11 月 8 日
第 4 回検討会	12 月 19 日
第 5 回検討会	1 月 5 日
第 6 回検討会	1 月 16 日 執行部説明、参考人(県歯)招致
第 7 回検討会	1 月 31 日 条例中間案検討
パブリックコメント	2 月 2 ～ 15 日
第 8 回検討会	2 月 13 日
第 9 回検討会	2 月 21 日 参考人招致(志摩市、菰野町、紀宝町)
第 10 回検討会	2 月 27 日 最終案検討
本会議上程	2 月 29 日
本会議採決	3 月 19 日
公布・施行	3 月 27 日

みえ歯と口腔の健康づくり条例の構成は図 2 のようになっており、詳細は
<http://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/katsudou/kentakai/hatokoukuu/hatokoukujyourei.htm>
 をご覧になっていただくとして、その内容は図 3 に示すとおりです。

図 2

目次
第一章 総則
第一条:目的
第二条:基本理念
第二章 各主体の責務、役割等
第三条:県の責務
第四条:県民の責務
第五条:歯科医療関係者の責務
第六条:市町の役割
第七条:保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等の役割
第八条:事業者及び保険者の役割
第九条:市町等との連携、協力及び調整
第十条:市町への支援等
第三章 施策の基本的事項
第十一条:基本的施策
第十二条:基本計画
第十三条:調査
第四章 雑則
第十四条:財政上の措置等
第十五条:いい歯の日及び八〇二〇推進月間)
附則

法律制定後に条例を作るのであれば実際に何をするのか具体的記述が不可欠と思っていましたが、検討会は回を重ねるごとに内容が深まっていき、法律と同じような中身であれば条例は必要なく、三重県の状況に即した具体的基本的施策を示していくべき。という共通認識の下に進行していきました。

また、地域機関にいる身の私としては、フッ化物洗口の推進という文言が入るかどうかに注目しがちであった(フッ化物洗口の推進という文言がどうしても残ってほしかった)のですが、検討会・本庁・県歯はさすがに広い視野で捉えており、結果として本条例では、フッ化物洗口推進はもちろん、全ての県民が歯科検診等を受けられる環境整備、児童虐待の早期発見、平常時からの災害に備えた体制整備、災害発生時の迅速な体制確保、などを基本的施策として掲げています。

図 3

目 的 歯と口腔の健康が、県民が健康で質の高い生活を営む上で重要であることにかんがみ、県及び県民等の責務と役割を明らかにし、施策を総合的かつ効果的に推進することで、すべての県民の生涯にわたる健康増進に寄与することを目的とする。 基本理念 ① 県民一人一人が自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進 ② すべての県民が生涯を通じて歯と口腔の検診や保健医療サービスを受けることができる環境の整備を推進 ③ 保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の関連施策との連携を図り、総合的かつ計画的に推進すること 各主体の責務・役割 ① 県：基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する ② 県民：自ら進んで関心と理解を深め、正しい知識を持つとともに、歯科検診等を受けることにより、生涯にわたって歯と口腔の健康づくりに取り組む ③ 歯科医療関係者：県の施策に協力し、関係機関との連携を図ることにより、良質かつ適切な歯科検診等を提供するよう努める ④ 市町：歯と口腔の健康づくりに関する法令の規定に基づく施策を継続的かつ効果的に推進するよう努める ⑤ 保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等：県民の歯と口腔の健康づくりを推進するよう努め、他の者が行う活動との連携及び協力を努める ⑥ 保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等：県民の生活習慣の教育及び食育の推進に努める ⑦ 事業者及び保険者：歯科検診等の機会の確保を推進するよう努める	県の基本的施策 ① 全ての県民が生涯を通じて定期的に歯科検診等を受けられる環境の整備 ② 障がい者、介護を必要とする者その他歯科検診等を受けることが困難な者並びに妊産婦及び乳幼児が必要とする歯科検診等を受けることができる環境の整備 ③ 学校等におけるフッ化物洗口等の科学的根拠に基づく、効果的な歯科保健対策の推進並びに学校等がフッ化物洗口等を行う場合における助言及び支援 ④ 児童虐待の早期発見等 ⑤ 成人期における歯周疾患の予防対策 ⑥ 中山間地域等における歯科検診等、環境の整備 ⑦ 平常時における災害に備えた歯科保健医療体制の整備及び災害発生時における迅速な歯科保健医療体制の確保 ⑧ 人材確保、育成及び資質の向上に関する施策 ⑨ 歯科疾患に係る効果的な予防及び医療に関する研究 基本計画 知事は、歯と口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯と口腔の健康づくりについての基本計画を定めなければならない。 調 査 歯と口腔の健康づくりに関する施策を策定し、評価するための基礎的な資料とするため、概ね五年ごとに、県民の歯科疾患の罹患状況等に関する実態の調査を行う 財政措置等 県は、必要な財政上の措置、人員の配置その他の措置を講ずるよう努める 十一月八日を「いい歯の日」とし、十一月を「八〇二〇推進月間」とする
---	--

この条例中の基本的施策の実行に向け、今年度は基本計画として歯科保健推進計画(仮称)策定を予定しております。そして、健康格差解消のためにも、県民・行政・教育関係者および保育所・幼稚園・学校など関係者の理解促進を図りつつフッ化物洗口を推進し、また、全ての県民が生涯にわたって歯科検診等を受けられる環境の整備のため、システム構築、検診プログラム検討のみならず、サービス提供側のスキルアップも目指すことが望まれます。

また、本条例には

- ・ 毎年、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告し、公表する。
- ・ 状況把握、評価のため概ね五年ごとに、県民の歯科疾患等の実態調査を行う。
- ・ 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置、人員の配置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

・十一月八日を「いい歯の日」とし、十一月を「八〇二〇(はちまるにいまる)推進月間」とする

と定められていることから、さらなる歯科保健対策推進が求められています。

市町の歯科保健についても法律と条例の施行は、市町と県が連携し地域の歯科保健を推進するためのよいきっかけとなっていくと思われます。

こんなことがありました。執行部ならびに県歯科医師会から 12 歳児 DMFT が全国的に見て悪い位置にあること、順調にむし歯が減りつつある県はフッ化物洗口を実施していること、フッ化物洗口は健康格差を減らすために有効で安全な公衆衛生的方法であること等の情報提供があり、三重県の 12 歳児 DMFT の状況を改善するために条例第 11 条の三に「学校等におけるフッ化物洗口等の科学的根拠に基づく、効果的な歯科保健対策の推進」が挙げられました。そして、2 月初旬条例中間案がまとまり、パブリックコメントを募集したところ集まったコメント総数 356 のうち、フッ化物洗口推進に関し、賛成 28、反対 177 でした。圧倒的反対多数でしたが、既に正しい知識を得ている検討会では「自分たちはこれまでの検討会でフッ化物洗口がいかに安全で効果の高い方法であるかを理解したうえで三重県で必要であると判断し条例案に載せた。反対のコメントについてここで議論することは後戻りであり、これまでの検討会の数ヶ月の経過を無駄にしてしまうことになる。反対コメントに特に新しい知見はありませんね」ということで、フッ化物洗口は生き残りしました。今回の条例成立の過程で条例案の作成や会派内・会派間調整等を経て、議会が歯科保健医療に関する正しい知識・情報そして理解を得ることとなった現れです。すでに条例策定済みの道県ではこのようなことが少なからずあったのかもしれませんが、現場で目の当たりにした私は少し興奮してしまいました。さらに忘れてならないのは検討会でご報告いただいた 3 市町の方々です。報告の中でいかに歯科保健が健康づくりの中で重要な位置を占めているか、地域でフッ化物の応用をどれほど進めたいと思っているのに実際は進めづらいかの現実を語っていただきました。この紙面を借りてお礼申し上げます。

以上、今年 3 月に制定されたみえ歯と口腔の健康づくり条例についてご報告いたしました。

編集後記

今年に入ってはじめて当該月内に「行歯会だより」をお届けすることができました（＾＾）！！ お忙しい中、早くに原稿をくださった執筆者の方々に感謝です。（K）

今月号では、歯科口腔保健法、日 F 会議、三重県条例について取り上げました。法律にしても、条例にしても、施策に位置づけるフッ化物応用にしても、施策の根拠としては極めて有効かつ効果的ですが、それを具体化し実行するためには、議会、行政、関係団体の熱意と協力が必要不可欠ですね。（A）